

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編</p>	<p>茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編</p>		
<p>目次</p>	<p>目次</p>		
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>		
<p>第1節 津波災害対策計画の概要・・・・・・・・・・ 1</p>	<p>第1節 津波災害対策計画の概要・・・・・・・・・・ 1</p>		
<p>第1 計画の目的・・・・・・・・・・ 1</p>	<p>第1 計画の目的・・・・・・・・・・ 1</p>		
<p>第2 計画の用語・・・・・・・・・・ 1</p>	<p>第2 計画の用語・・・・・・・・・・ 1</p>		
<p>第3 計画の構成・・・・・・・・・・ 1</p>	<p>第3 計画の構成・・・・・・・・・・ 1</p>		
<p>第4 基本方針・・・・・・・・・・ 1</p>	<p>第4 基本方針・・・・・・・・・・ 1</p>		
<p>第2節 国内の津波被害・・・・・・・・・・ 3</p>	<p>第2節 国内の津波被害・・・・・・・・・・ 3</p>		
<p>第2章 災害予防計画</p>	<p>第2章 災害予防計画</p>		
<p>第1節 津波に強いまちづくり・・・・・・・・・・ 6</p>	<p>第1節 津波に強いまちづくり・・・・・・・・・・ 6</p>		
<p>1 津波に強いまちの形成・・・・・・・・・・ 7</p>	<p>1 津波に強いまちの形成・・・・・・・・・・ 7</p>		
<p>2 海岸保全施設等の整備・・・・・・・・・・ 9</p>	<p>2 海岸保全施設等の整備・・・・・・・・・・ 9</p>		
<p>3 避難関連施設の整備・・・・・・・・・・ 9</p>	<p>3 避難関連施設の整備・・・・・・・・・・ 9</p>		
<p>4 公共施設等の津波対策・・・・・・・・・・ 10</p>	<p>4 公共施設等の津波対策・・・・・・・・・・ 10</p>		
<p>5 ライフライン施設の耐浪化・・・・・・・・・・ 11</p>	<p>5 ライフライン施設の耐浪化・・・・・・・・・・ 11</p>		
<p>6 危険物施設等の安全確保・・・・・・・・・・ 12</p>	<p>6 危険物施設等の安全確保・・・・・・・・・・ 12</p>		
<p>第2節 防災思想・知識の普及・・・・・・・・・・ 13</p>	<p>第2節 防災思想・知識の普及・・・・・・・・・・ 13</p>		
<p>1 防災教育・・・・・・・・・・ 14</p>	<p>1 防災教育・・・・・・・・・・ 14</p>		
<p>2 津波ハザードマップの充実、活用・・・・・・・・・・ 15</p>	<p>2 津波ハザードマップの充実、活用・・・・・・・・・・ 15</p>		
<p>3 避難誘導標識等による啓発・・・・・・・・・・ 16</p>	<p>3 避難誘導標識等による啓発・・・・・・・・・・ 16</p>		
<p>4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・ 17</p>	<p>4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・ 17</p>		
<p>第3節 応急対策，災害復旧への備え・・・・・・・・・・ 18</p>	<p>第3節 応急対策，災害復旧への備え・・・・・・・・・・ 18</p>		
<p>第1 災害発生直前対策・・・・・・・・・・ 18</p>	<p>第1 災害発生直前対策・・・・・・・・・・ 18</p>		
<p>1 津波警報等の住民等への伝達・・・・・・・・・・ 19</p>	<p>1 津波警報等の住民等への伝達・・・・・・・・・・ 19</p>		
<p>2 住民等の避難誘導體制・・・・・・・・・・ 20</p>	<p>2 住民等の避難誘導體制・・・・・・・・・・ 20</p>		
<p>第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備・・・・・・・・・・ 23</p>	<p>第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備・・・・・・・・・・ 23</p>		
<p>1 情報通信ネットワークの整備・・・・・・・・・・ 24</p>	<p>1 情報通信ネットワークの整備・・・・・・・・・・ 24</p>		
<p>2 対策に携わる組織の整備・・・・・・・・・・ 24</p>	<p>2 対策に携わる組織の整備・・・・・・・・・・ 24</p>		
<p>3 相互応援体制の整備・・・・・・・・・・ 24</p>	<p>3 相互応援体制の整備・・・・・・・・・・ 24</p>		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
4 防災組織等の活動体制の整備・・・・・・・・・・24	4 防災組織等の活動体制の整備・・・・・・・・・・24		
第3 被害軽減のための備え・・・・・・・・・・25	第3 被害軽減のための備え・・・・・・・・・・25		
1 消火活動、救助・救急活動への備え・・・・・・・・26	1 消火活動、救助・救急活動への備え・・・・・・・・26		
2 医療救護活動への備え・・・・・・・・・・26	2 医療救護活動への備え・・・・・・・・・・26		
3 緊急輸送への備え・・・・・・・・・・26	3 緊急輸送への備え・・・・・・・・・・26		
4 被災者支援のための備え・・・・・・・・・・26	4 被災者支援のための備え・・・・・・・・・・26		
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画		
第1節 災害発生直前の対策・・・・・・・・・・28	第1節 災害発生直前の対策・・・・・・・・・・28		
第1 津波警報等の伝達・・・・・・・・・・28	第1 津波警報等の伝達・・・・・・・・・・28		
1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の 収集・伝達・・・・・・・・・・29	1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の 収集・伝達・・・・・・・・・・29		
第2 住民等の避難誘導・・・・・・・・・・38	第2 住民等の避難誘導・・・・・・・・・・38		
1 避難指示等及び誘導・・・・・・・・・・38	1 避難指示等及び誘導・・・・・・・・・・38		
2 警戒区域の設定・・・・・・・・・・38	2 警戒区域の設定・・・・・・・・・・38		
3 避難の誘導・・・・・・・・・・39	3 避難の誘導・・・・・・・・・・39		
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立・・・・40	第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立・・・・40		
第1 災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・40	第1 災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・40		
1 被害概況の把握・・・・・・・・・・40	1 被害概況の把握・・・・・・・・・・40		
2 被害情報・措置情報の収集・伝達・・・・・・・・40	2 被害情報・措置情報の収集・伝達・・・・・・・・40		
3 国への報告・・・・・・・・・・41	3 国への報告・・・・・・・・・・41		
第2 通信手段の確保・・・・・・・・・・42	第2 通信手段の確保・・・・・・・・・・42		
1 専用通信設備の運用・・・・・・・・・・42	1 専用通信設備の運用・・・・・・・・・・42		
2 代替通信機能の確保・・・・・・・・・・42	2 代替通信機能の確保・・・・・・・・・・42		
3 アマチュア無線ボランティアの活用・・・・・・・・43	3 アマチュア無線ボランティアの活用・・・・・・・・43		
第3 県及び各機関の活動体制・・・・・・・・・・44	第3 県及び各機関の活動体制・・・・・・・・・・44		
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容・・・・45	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容・・・・45		
2 職員の動員・参集・・・・・・・・・・45	2 職員の動員・参集・・・・・・・・・・45		
3 県の災害対策本部・・・・・・・・・・45	3 県の災害対策本部・・・・・・・・・・45		
4 市町村、指定地方行政機関等・・・・・・・・・・45	4 市町村、指定地方行政機関等・・・・・・・・・・45		
5 国の現地対策本部との連携・・・・・・・・・・45	5 国の現地対策本部との連携・・・・・・・・・・45		
第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣・・・・・・・・46	第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣・・・・・・・・46		
1 応援要請の実施・・・・・・・・・・47	1 応援要請の実施・・・・・・・・・・47		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
2 応援受入体制の確保・・・・・・・・・・47	2 応援受入体制の確保・・・・・・・・・・47		
3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保・・・・・・・・47	3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保・・・・・・・・47		
4 自衛隊に対する災害派遣要請・・・・・・・・・・47	4 自衛隊に対する災害派遣要請・・・・・・・・・・47		
5 自衛隊の判断による災害派遣・・・・・・・・・・48	5 自衛隊の判断による災害派遣・・・・・・・・・・48		
6 自衛隊受入体制の確立・・・・・・・・・・48	6 自衛隊受入体制の確立・・・・・・・・・・48		
7 災害派遣部隊の撤収要請・・・・・・・・・・48	7 災害派遣部隊の撤収要請・・・・・・・・・・48		
8 経費の負担・・・・・・・・・・48	8 経費の負担・・・・・・・・・・48		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動等・・・・・・・・49	第3節 救助・救急、医療及び消火活動等・・・・・・・・49		
1 救急・救助活動・・・・・・・・・・50	1 救急・救助活動・・・・・・・・・・50		
2 医療活動・・・・・・・・・・50	2 医療活動・・・・・・・・・・50		
3 消火活動・・・・・・・・・・50	3 消火活動・・・・・・・・・・50		
4 水害防止活動・・・・・・・・・・50	4 水害防止活動・・・・・・・・・・50		
5 海上災害対策活動・・・・・・・・・・50	5 海上災害対策活動・・・・・・・・・・50		
6 惨事ストレス対策・・・・・・・・・・50	6 惨事ストレス対策・・・・・・・・・・50		
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・・・・・・51	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動・・・・・・・・51		
1 緊急輸送の実施・・・・・・・・・・51	1 緊急輸送の実施・・・・・・・・・・51		
2 緊急輸送道路及び航路の確保・・・・・・・・・・51	2 緊急輸送道路及び航路の確保・・・・・・・・・・51		
3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保・・・・・・・・・・52	3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保・・・・・・・・・・52		
4 緊急輸送状況の把握・・・・・・・・・・52	4 緊急輸送状況の把握・・・・・・・・・・52		
5 交通規制・・・・・・・・・・52	5 交通規制・・・・・・・・・・52		
第5節 避難収容及び情報提供活動・・・・・・・・53	第5節 避難収容及び情報提供活動・・・・・・・・53		
第1 避難所及び被災者の把握等・・・・・・・・53	第1 避難所及び被災者の把握等・・・・・・・・53		
1 避難所の開設、運営・・・・・・・・・・53	1 避難所の開設、運営・・・・・・・・・・53		
2 被災者、疎開者、自宅被災者の把握・・・・・・・・・・54	2 被災者、疎開者、自宅被災者の把握・・・・・・・・・・54		
3 広域的避難収容・・・・・・・・・・54	3 広域的避難収容・・・・・・・・・・54		
第2 応急仮設住宅・・・・・・・・・・55	第2 応急仮設住宅・・・・・・・・・・55		
1 応急仮設住宅の提供・・・・・・・・・・55	1 応急仮設住宅の提供・・・・・・・・・・55		
2 建築物の応急復旧への支援・・・・・・・・・・55	2 建築物の応急復旧への支援・・・・・・・・・・55		
第3 被災者等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・56	第3 被災者等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・56		
1 ニーズの把握・・・・・・・・・・56	1 ニーズの把握・・・・・・・・・・56		
2 相談窓口の設置・・・・・・・・・・57	2 相談窓口の設置・・・・・・・・・・57		
3 生活情報の提供・・・・・・・・・・57	3 生活情報の提供・・・・・・・・・・57		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第4 要配慮者安全確保対策・・・58	第4 要配慮者安全確保対策・・・58		
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策・・・58	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策・・・58		
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策・・・59	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策・・・59		
3 外国人に対する安全確保対策・・・59	3 外国人に対する安全確保対策・・・59		
第6節 物資の調達，供給活動・・・60	第6節 物資の調達，供給活動・・・60		
1 食料の供給・・・60	1 食料の供給・・・60		
2 生活必需品の供給・・・61	2 生活必需品の供給・・・61		
3 応急給水の実施・・・61	3 応急給水の実施・・・61		
第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動・・・62	第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動・・・62		
第1 保健衛生・・・62	第1 保健衛生・・・62		
1 避難所生活環境の整備・・・62	1 避難所生活環境の整備・・・62		
2 健康管理・・・62	2 健康管理・・・62		
3 精神保健，心のケア対策・・・63	3 精神保健，心のケア対策・・・63		
第2 防疫及び遺体処理等・・・64	第2 防疫及び遺体処理等・・・64		
1 防疫・・・64	1 防疫・・・64		
2 行方不明者等の捜索・・・65	2 行方不明者等の捜索・・・65		
3 遺体の処理・・・65	3 遺体の処理・・・65		
4 遺体の火葬・・・65	4 遺体の火葬・・・65		
第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動・・・66	第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動・・・66		
1 社会秩序の維持・・・66	1 社会秩序の維持・・・66		
2 物価の安定，物資の安定供給・・・66	2 物価の安定，物資の安定供給・・・66		
第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動・・・67	第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動・・・67		
第1 公共施設，ライフライン施設等の応急復旧・・・67	第1 公共施設，ライフライン施設等の応急復旧・・・67		
1 道路の応急復旧・・・68	1 道路の応急復旧・・・68		
2 港湾，漁港の応急復旧・・・68	2 港湾，漁港の応急復旧・・・68		
3 鉄道の応急復旧・・・68	3 鉄道の応急復旧・・・68		
4 その他の土木施設の応急復旧・・・68	4 その他の土木施設の応急復旧・・・68		
5 電力施設の応急復旧・・・68	5 電力施設の応急復旧・・・68		
6 電話施設の応急復旧・・・68	6 電話施設の応急復旧・・・68		
7 都市ガス施設の応急復旧・・・68	7 都市ガス施設の応急復旧・・・68		
8 上水道施設の応急復旧・・・68	8 上水道施設の応急復旧・・・68		
9 下水道施設の応急復旧・・・69	9 下水道施設の応急復旧・・・69		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
10 建築物の応急危険度判定・・・69	10 建築物の応急危険度判定・・・69		
11 住宅の応急修理・・・69	11 住宅の応急修理・・・69		
第2 二次災害の防止活動・・・70	第2 二次災害の防止活動・・・70		
1 水害・土砂災害対策・・・70	1 水害・土砂災害対策・・・70		
2 高潮，波浪等の対策・・・71	2 高潮，波浪等の対策・・・71		
3 危険物等流出対策・・・71	3 危険物等流出対策・・・71		
4 石油類等危険物施設の安全確保・・・71	4 石油類等危険物施設の安全確保・・・71		
5 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保・・・71	5 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保・・・71		
6 毒劇物取扱施設の安全確保・・・71	6 毒劇物取扱施設の安全確保・・・71		
7 有害物質の漏洩及び石綿飛散防止対策・・・72	7 有害物質の漏洩及び石綿飛散防止対策・・・72		
第10節 自発的支援の受入れ・・・73	第10節 自発的支援の受入れ・・・73		
1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営・・・74	1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営・・・74		
2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力・・・74	2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力・・・74		
3 義援金の募集及び受付・・・74	3 義援金の募集及び受付・・・74		
4 委員会の設置・・・74	4 委員会の設置・・・74		
5 義援金の保管・・・74	5 義援金の保管・・・74		
6 義援金の配分・・・74	6 義援金の配分・・・74		
7 義援物資対策・・・74	7 義援物資対策・・・74		
第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画・・・75	第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画・・・75		
1 事前復興対策の実施・・・76	1 事前復興対策の実施・・・76		
2 復興対策本部の設置・・・76	2 復興対策本部の設置・・・76		
3 復興方針・計画の策定・・・76	3 復興方針・計画の策定・・・76		
4 復興事業の実施・・・76	4 復興事業の実施・・・76		
第2節 迅速な原状復旧の進め方・・・77	第2節 迅速な原状復旧の進め方・・・77		
第1 被災施設の復旧等・・・77	第1 被災施設の復旧等・・・77		
1 災害復旧事業計画の作成・・・77	1 災害復旧事業計画の作成・・・77		
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定・・・78	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定・・・78		
3 災害復旧事業の実施・・・78	3 災害復旧事業の実施・・・78		
第2 災害廃棄物の処理・・・79	第2 災害廃棄物の処理・・・79		
1 解体，がれき処理・・・79	1 解体，がれき処理・・・79		
第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援・・・80	第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援・・・80		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付・・・81	第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付・・・81		
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付・・・81	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付・・・81		
2 災害見舞金の支給・・・81	2 災害見舞金の支給・・・81		
3 生活福祉資金の貸付・・・81	3 生活福祉資金の貸付・・・81		
4 母子父子寡婦福祉資金の貸付・・・81	4 母子父子寡婦福祉資金の貸付・・・81		
5 農林漁業復旧資金・・・81	5 農林漁業復旧資金・・・81		
6 中小企業復興資金・・・81	6 中小企業復興資金・・・81		
7 住宅復興資金・・・81	7 住宅復興資金・・・81		
第2 租税及び公共料金等の特例措置・・・82	第2 租税及び公共料金等の特例措置・・・82		
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置・・・82	1 国税等の徴収猶予及び減免の措置・・・82		
2 その他公共料金の特例措置・・・82	2 その他公共料金の特例措置・・・82		
第3 雇用対策・・・84	第3 雇用対策・・・84		
1 離職者への措置・・・84	1 離職者への措置・・・84		
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置・・・84	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置・・・84		
3 被災事業主に関する措置・・・85	3 被災事業主に関する措置・・・85		
第4 住宅建設の促進・・・86	第4 住宅建設の促進・・・86		
1 建設計画の作成・・・86	1 建設計画の作成・・・86		
2 事業の実施・・・86	2 事業の実施・・・86		
3 入居者の選定・・・87	3 入居者の選定・・・87		
第5 被災者生活再建支援法の適用・・・88	第5 被災者生活再建支援法の適用・・・88		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定・・・89	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定・・・89		
2 支援法の適用基準・・・89	2 支援法の適用基準・・・89		
3 支援法の適用手続・・・89	3 支援法の適用手続・・・89		
4 支援金の支給額・・・89	4 支援金の支給額・・・89		
5 支援金支給申請手続・・・89	5 支援金支給申請手続・・・89		
6 支援金の支給・・・89	6 支援金の支給・・・89		

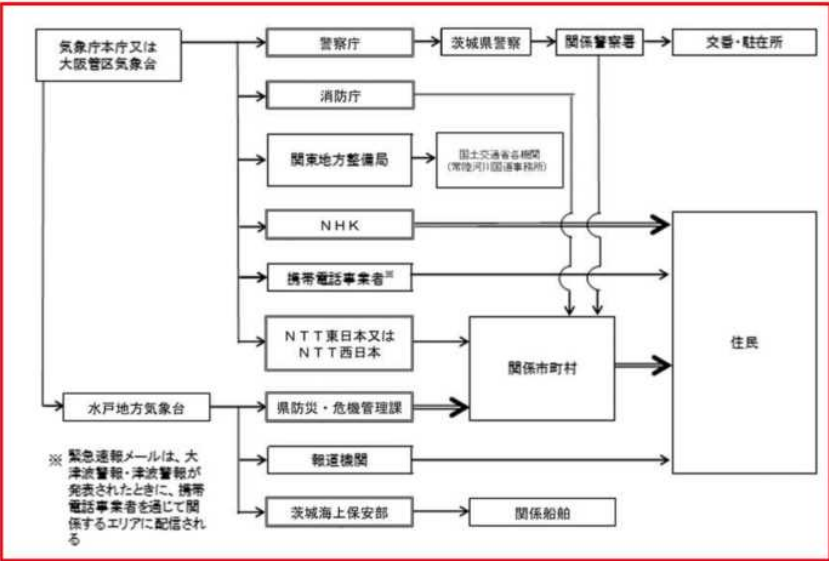
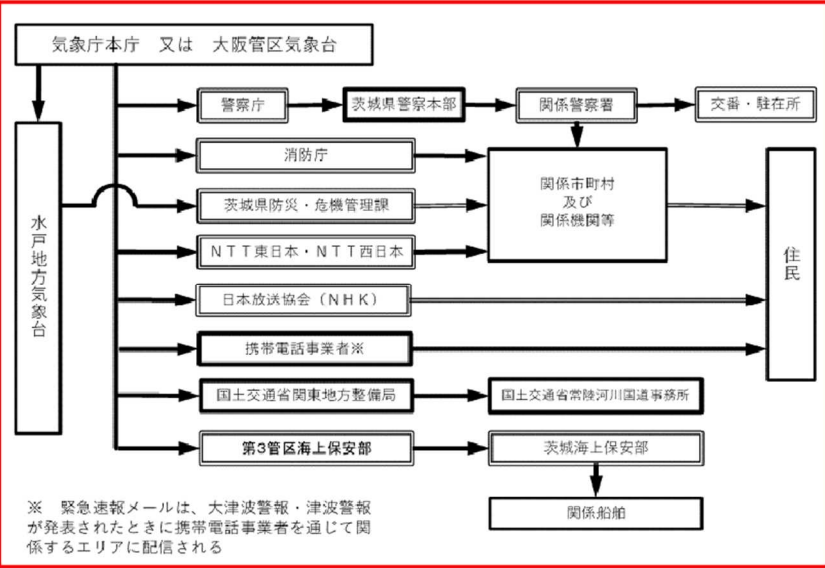
茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元		
第1章 総則 第2節 国内の津波被害 第1 津波災害の歴史 1 津波災害の歴史 [明治以降の津波を伴った地震]					第1章 総則 第2節 国内の津波被害 第1 津波災害の歴史 1 津波災害の歴史 [明治以降の津波を伴った地震]								
発震年月日		震央の位置		マグニ チュー ド	被害摘要	発震年月日		震央の位置		マグニ チュー ド	被害摘要		
西暦	日本歴	北緯	東経			西暦	日本歴	北緯	東経				
(略)					(略)								
2011 .3.1 1	平成 23.3 .11	38° 6'	142° 52'	9.0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて。震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。 人的被害:死者19,759、行方不明2,553、負傷者6,242。 住宅被害:全壊122,006、半壊283,160、一部損壊749,934 (本県の状況) 本県では、8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。 人的被害:死者66名、行方	2011 .3.1 1	平成 23.3 .11	38° 6'	142° 52'	9.0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて。震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。 人的被害:死者19,759、行方不明2,553、負傷者6,242。 住宅被害:全壊122,006、半壊283,160、一部損壊749,934 (本県の状況) 本県では、8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。 人的被害:死者66名、行方		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>■対 策</p> <p>1 津波警報等の住民等への伝達</p> <p>(4) 津波地震や遠地地震 _____ への対応</p> <p>【市町村、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関】</p> <p>強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震 _____ に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>2 住民等の避難誘導體制</p> <p>(4) 要配慮者の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>具体的には、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要支援者一人ひとりの避難誘導計画である 個別計画 を作成する等、普段から警察や消防署・消防団・自主防災組織・民生委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努めるものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害発生直前の対策 第1 津波警報等の伝達</p> <p>■対 策</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達</p>	<p>■対 策</p> <p>1 津波警報等の住民等への伝達</p> <p>(4) 津波地震や遠地地震、火山噴火等への対応</p> <p>【市町村、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関】</p> <p>強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等 に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>2 住民等の避難誘導體制</p> <p>(4) 要配慮者の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>具体的には、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要支援者一人ひとりの避難誘導計画である 個別避難計画 を作成する等、普段から警察や消防署・消防団・自主防災組織・民生委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努めるものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害発生直前の対策 第1 津波警報等の伝達</p> <p>■対 策</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達</p>	<p>19</p> <p>22</p>	<p>防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)</p> <p>文言の修正 (福祉政策課)</p>

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>(略)</p> <p>(3) 津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p> <p>津波情報伝達系統図</p>  <p>※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p> <p>2) 各機関の措置</p> <p>① 水戸地方気象台における措置</p> <p>水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波情報及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測されたときなどは地震解説資料を発表する。</p> <p>さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。</p> <p>第5節 避難収容及び情報提供活動 第4 要配慮者安全確保対策 ■対策</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p> <p>津波情報伝達系統図</p>  <p>※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p> <p>2) 各機関の措置</p> <p>① 水戸地方気象台における措置</p> <p>水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波情報及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測されたときなどは地震解説資料を発表する。</p> <p>さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内250メートルメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。</p> <p>第5節 避難収容及び情報提供活動 第4 要配慮者安全確保対策 ■対策</p>	<p>35</p> <p>36</p>	<p>情報伝達系統図の修正 (水戸地方気象台)</p> <p>現在の推計震度分布図と整合を図るため (水戸地方気象台)</p>

